

## おうちのかたへ

### 定期健康診断について

学校での健康診断は、スクリーニングといって疑わしい人をよりわけるといふものです。「異常があるかもしれない」ということですので、病院の結果と違うこともあります。ご了承ください。

### 視力検査について

B以下(0.9以下)の子どもに「お知らせ」をわたします。ですが正確な診断ではありませんので、一応の目安だとお取りください。ですから、眼科の診断と違うこともあります。

めがねを持っている子どもについては、めがねをかけてB以下(0.9以下)の子どもに「お知らせ」をわたしています。(学校保健安全法の改正により、特に裸眼視力は測っていません)。めがねの度をゆるめに合わせているなどあるかと思いますので、病院へいくかどうかはおうちのほうで判断してください。

また、最近眼科にいった、あるいはめがねを買い替えた、病院のほうでいく日を指定されているなどという方も、おうちのほうで病院に行くかどうか判断していただけたらと思います。

色覚検査は、学校保健安全法の改正により、特に行っていません。

### 歯科検診について

学校での検診は「疑わしい歯」もお知らせしています。ですから、病院での結果と違うときもあります。また、「歯並び」「かみ合わせ」にOがついている場合、保険がきかないこともあります。おうちのほうで判断していただいて、いかれる場合は治療方法についてかかりつけの歯科医とご相談ください。

### 学校でのけがや病気について

保健室を担当しているのは養護教諭といます。学校の教員の一人ですので、医療行為はできません。ですから、内服薬の投与は禁止されています。

また、保健室は応急処置の場ですので、けがの場合、原則的には1回の処置だけにさせていただきます。おうちでのけがは、極力おうちのほうでお願いします。



病気については、発熱や状態をみてこれ以上保健室で休んでいても学習が続けられないと判断した場合は、おうちに連絡させていただきます。

また、迎えに来ていただくのに連絡がつかないことがあります。いつもと違うところにいかれるときは、連絡先を子どもさんに知らせておいていただくと助かります。

### 下着について

学校で失敗等して下着を汚した場合、着替えをお貸しします。下着、ズボン等の着替えは、洗濯してお返しください。

